

令和6年（納）第28号

課 徴 金 納 付 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、別紙1の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」という。）は、課徴金として金6708万円を令和7年6月2日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

三井住友海上は、別添1令和6年（措）第14号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の損害保険（以下「本件グループ包括保険」という。）について、幹事会社とすべき者（以下「予定幹事会社」という。）を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料及び保険料率で契約できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する役務の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 三井住友海上は、本件グループ包括保険の引受けを行う事業を営んでいた。  
イ 三井住友海上が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、

本件グループ包括保険について三井住友海上が前記1の違反行為に基づき最初に参加した見積り合わせの見積提出日である令和元年12月25日であると認められる。また、三井住友海上は、令和5年7月31日以降、当該違反行為を行っておらず、同月30日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、三井住友海上については

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）附則第6条第2項の規定により変更して適用される改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、当該違反行為のうち改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）である令和2年12月25日前に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日前実行期間」という。）は、令和元年12月25日から令和2年12月24日まで

(i) 独占禁止法第2条の2第13項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日以後に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日以後実行期間」という。）は、令和2年12月25日から令和5年7月30日までとなる。

ウ 施行日前実行期間及び施行日以後実行期間における本件グループ包括保険に係る三井住友海上の売上額は

(7) 施行日前実行期間に係るものについては、改正法附則第6条第2項のお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、4億404万5799円

(i) 施行日以後実行期間に係るものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、12億7304万9051円である。

(2) 三井住友海上は、独占禁止法第7条の4第2項第1号及び第4項の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和5年12月19日前に、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委

員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。)第4条及び第10条に定めるところにより、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「あいおい」という。))と共同して、前記1の違反行為をした事業者のうち2番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であり、課徴金減免規則第5条に規定する提出期限までに、課徴金減免規則第6条、第9条及び第10条に定めるところにより、あいおいと共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者である。また、三井住友海上及びあいおいは、当該事実の報告及び資料の提出の時に於いて、並びに、共同して当該違反行為をした全期間において、相互に独占禁止法第2条の2第2項に規定する子会社等の関係にあったことから、独占禁止法第7条の4第4項第1号及び第2号に該当する。したがって、当該事実の報告及び資料の提出は、独占禁止法第7条の4第4項の規定により、単独で行ったものとみなされる。また、三井住友海上及びあいおいは、いずれも、公正取引委員会による調査開始日である令和5年12月19日以後において当該違反行為をしていた者でない。したがって、三井住友海上は、独占禁止法第7条の4第2項第1号及び第5号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、三井住友海上が同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。

(3) 三井住友海上は、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書(抜粋)のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、三井住友海上が、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第2項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の40を乗じて得た額となる。

(4) 三井住友海上が国庫に納付しなければならない課徴金の額は

ア 改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日前実行期間に係る売上額4億404万5799円に100分の10を乗じて得た額

イ 独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日以後実行期間に係る売上額12億7304万9051円に100分の10を乗じて得た額

を合計した額から、独占禁止法第7条の4第2項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の60を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の

8 第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて算出された 6 7 0 8 万円である。

よって、三井住友海上に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

## 別紙 1

京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする鉄道総合財産保険、鉄道賠償責任保険及び副業総合保険

別紙 2

番号	用語	定義
1	鉄道総合財産保険	京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社の鉄道財産を対象とする損害保険
2	鉄道賠償責任保険	京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社の鉄道事業の遂行に伴う損害賠償責任を対象とする損害保険
3	副業総合保険	京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社についての、鉄道財産以外の財産及び鉄道事業以外の事業の遂行に伴う損害賠償責任を対象とする損害保険

## 合意書（抜粋）

公正取引委員会及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「報告等事業者」という。）は、令和5年（查）第14号京成電鉄株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第2項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
  - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
  - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
  - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までにこれらの号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の十から百分の四十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）

## 別紙 評価方法及び減算率

### 1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

### 2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

事件の真相の解明に資する程度	減算率
高い（全ての要素を満たす）	40%
中程度である（二つの要素を満たす）	20%
低い（一つの要素を満たす）	10%